

## 新型コロナウイルス感染症による介護保険料減免の簡易フローチャート

①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負ったまたは事業等の廃止や失業した。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年收入が減少(減少見込)である。

はい

いいえ

いいえ

はい

新型コロナウイルス感染症による  
保険料減免の対象外です

### 基準①②全ての条件を満たす

基準① 主たる生計維持者のいずれかの収入が令和2年と比べて**3割以上**減少の見込みである。(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)

基準② 主たる生計維持者の減少が見込まれる所得以外の令和2年の所得が400万円以下であること。

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症による  
保険料減免の対象外です

申請により、対象保険料の全額または8割が免除または減額となる場合があります。

【減額とならない場合】

例)3割以上減少の見込みである事業の令和2年の事業所得が0円以下の場合。

例)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得合計額が0円以下の場合。

申請により、対象保険料の全額が免除または減額となります